

薬剤師法の一部改正について

令和元年12月4日公布の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（医薬品医療機器等法）等の一部を改正する法律」により、医薬品医療機器等法の一部改正に加え、薬剤師法の一部改正が令和2年（2020年）9月1日より施行されます。

薬剤師法	
改正前	改正後
施行日：2020年9月1日	
(情報の提供及び指導)	(情報の提供及び指導)
第二十五条の二 薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。	第二十五条の二 薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。 2 薬剤師は、前項に定める場合のほか、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には、患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。
★新設★	